

第3章 医療提供体制の整備

第1節 医療機関相互の機能分担と連携

現状と課題

1 機能分担と連携

私たちが医療機関から医療の提供を受ける形態は、病気やけがの内容、程度によって医療機関へ通院する場合、症状が重く入院が必要な場合、治療困難な疾病等のため高度・専門的な病院で治療を必要とする場合など様々な場合があります。

このような様々な医療ニーズに対し、医療機関がそれぞれの役割を分担して適切かつ効果的に対応できる体制づくりが必要です。

【初期（一次）医療】

初期医療（プライマリ・ケア）は、通常みられる病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療であり、疾病等の状態によっては専門的な医療機能を持つ病院等、他の医療機関と連携した適切な対応が必要となっています。主として地域の診療所や病院がその役割を担っています。

【二次医療】

二次医療は入院医療および専門外来医療を提供するもので、診療所や他の医療機関と連携して機能連携を図ることが望まれます。主として地域の中核的病院がその役割を担っています。

【三次医療】

三次医療は、特殊・先進的な医療に対応する特殊な診断を必要とする高度・専門的な医療であり、先進的な技術と特殊な医療機器の整備を必要とします。主として、特殊な機器が整備され、専門的な医療スタッフによる対応が可能な特定機能病院や大規模病院などがその役割を担っています。

本県の外来患者数をみると、診療所よりも病院へ行く患者の方が多く、全国とは逆の現象になっています。また、大病院への患者の集中など、本来高度で専門的な医療を担うべき医療機関が、軽度の疾患に対応するなど、各医療機関の役割を十分果たし得ない側面があります。

医療機関の機能を明確化し、医療提供体制を体系化するため、二次医療圏ごとに病診（病院と診療所）連携・病病（病院と病院）連携等を推進する必要があります。

また、県民一人ひとりが、疾病や自分の健康に関心をもち、日頃から自ら健康管理を行うことも重要です。そのためには、地域の第一線の医療機関である診療所が、生涯を通じて日常の健康管理を家族も含めてアドバイスできる「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の機能の充実を図る必要があります。

本県では地域医療の連携推進と在宅医療の充実を図るため、福井・坂井医療圏において地域医療連携推進事業（かかりつけ医推進モデル事業）を平成10年度から実施し、事業と

して、かかりつけ医マップ、パンフレット、ホームページの作成や講演会等を開催し「かかりつけ医」の普及等を進めています。今後も継続した普及推進、全県的に取り組むことが課題となっています。

2 在宅医療の充実

多くの患者は、病気に罹患してもできる限り住みなれた地域・家庭においてその家族とともに生活し、通常の世界生活を送ることを希望しており、医師の往診や各種福祉サービス、患者の家族等の看護に支えられて、自宅において医療の提供が受けられる在宅医療の必要性が高まっています。

また、高齢化の進展にともない高齢者に多い慢性期の医療の充実を図るためにも在宅医療の普及推進が必要となってきます。

在宅医療においては、医師・歯科医師による訪問診療や往診、訪問看護等とともに在宅患者が効率的なサービスを受けることができるように在宅医療に関する情報化のためのIT技術の導入と技術向上を推進していく必要があります。

施 策

1 機能分担と連携

(1) 初期医療、二次医療、三次医療の役割毎に医療機能の役割分担や施設の位置付けを明確にし、患者および医療関係者の理解を深めるよう努めます。

(2) 各医療圏の状況を踏まえ、医師会等の意見を聞きながら、患者紹介に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」等を支援する地域医療支援病院の整備について検討します。

地域医療支援病院については、将来的に二次医療圏に1か所を目標とします。

(3) 医療機関相互の機能分化を図るため、「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の定着のための県民に対する普及・啓発と病診・病病連携推進のための事業を実施します。

(4) 診療所の医師と病院の医師とが共同で診療、指導等を行うことができる開放型病床の設置を推進します。

(5) 医療機関相互の連携に資する電子カルテシステム・遠隔画像診断支援システムの整備等、医療機関における整備を支援します。

(6) 特殊・先進的な医療に対応する特殊な診断を必要とする高度・専門的な医療を担う医療機関の施設・設備の充実を図ります。

2 在宅医療の充実

(1) 訪問診療や往診において重要な役割を果たす「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の普及・定着を図ります。

(2) 在宅医療のニーズに対応するため、県医師会、都市医師会等が実施する開業医の研修等に積極的に協力していきます。

(3) 在宅医療の充実のためには、在宅における医薬品の使用・保管について安全性確保の観点から、患者とその家族への薬剤師による服薬指導や医薬品の保管管理等についての情報提供等も重要であるため、薬局が積極的に在宅医療に関わるよう県薬剤師会と連携し「かかりつけ薬局」の普及に努めます。

(4) 医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を活用して在宅医療を支援する遠隔医療の提供について支援を行います。

- (5) 訪問看護ステーションや在宅介護支援センター等との連携による在宅介護支援サービス体制を充実するとともに、在宅医療に対応できる保健・医療・福祉の総合的な情報ネットワークの充実を図ります。

【用語の解説】

● 特定機能病院

高度医療を提供する能力や高度医療技術の開発および評価を行う能力を有しているなどの要件を備え、医療法第4条の二に基づき厚生労働大臣の承認を得た病院。

本県では福井医科大学医学部附属病院が平成6年12月に承認を受けています。

(主な承認要件)

- ・高度の医療を提供する能力を有すること。
- ・高度の医療技術の開発および評価を行う能力を有すること。
- ・高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。

● 地域医療支援病院

地域医療支援病院は、医療施設機能の体系化を進めるため、診療所等からの紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、医療法第4条に基づき都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認することとなっています。

(主な承認要件)

- ・他の病院または診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。(患者紹介率：原則80%以上)
- ・当該病院の設備・器械等を当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究または研修のため共同利用させるための体制が整備されていること。
- ・救急医療を提供する能力を有すること。
- ・地域の医療従事者に対する研修を行う能力を有すること。
- ・原則200床以上の病床を有すること。
- ・必要な施設を有し、施設の構造設備が厚生労働省令で定める適合要件に適合していること。

平成15年3月末現在、県内において地域医療支援病院の承認を受けた医療機関はありませんが、今後、医療提供体制の体系化を推進するためには、病診連携の中心となる地域医療支援病院の整備が求められます。

● 開放型病床

診療所等から開放型設置病院に入院させた患者に対して、診療所等の医師と開放型病床設置病院の医師とが共同で診療、指導等を行うことができる病床。